

制定 平成25年3月27日 原規総発第130326014号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等を次のように定める。

原子力規制委員会

原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子力規制委員会は、平成25年4月1日より、文部科学省から放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第162号)(以下「放射線障害防止法」という。)に基づく事務が移管される。これに伴い、原子力規制委員会は、平成25年4月1日以降、放射線障害防止法に基づく安全規制に関して最終的な意思決定を行う主体となるが、事案によっては、当該委員会が、事業者等に対する放射線障害防止法に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、その参考として、外部の有識者(以下「外部有識者」という。)から意見を聴く場合において検討会等の中立性を適切に確保する必要がある。そのため、原則として議事、資料及び議事録を公開する等別に定めるところに基づいて透明性を高めることにより対応することを基本としつつ、利益相反に関連する可能性のある情報として、外部有識者の事業者等との関係に関する情報の公開を行うための運用等を定める。

2. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

事業者等に対する放射線障害防止法に基づく安全規制に関し、専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該外部有識者に別添1に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。

- ① 任命前直近3年間における放射性同位元素等の許可使用者及び許可廃棄事業者(以下「許可使用者等」という。)の役員、従業者等の経歴の有無について
- ② 任命前直近3年間における同一の許可使用者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について
- ③ 任命前直近3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する許可使用

者等からの寄附等の有無について（その提供者及び金額も記載のこと。）

3. 除外要件とする事項

放射線障害防止法に基づく安全規制に係る一般的事案ではなく、事業者等の個別施設に係る事案（以下「個別事案」という。）に関し専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該有識者に別添1に従い、上記2. ①から③のいずれか該当するものについて自己申告を求めることに加え、更に当該有識者に別添2に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、いずれにも該当しない者のうちから外部有識者を選定し、構成員として任命するとともに、任命後、それらの情報を公開する。

ただし、個別事案の内容により意見を求める特定の専門分野の外部有識者が限られている場合など、相当の事由があると原子力規制委員会が認めるものについては、この限りではない。なお、その場合については、その事由を公開する。

（1）個別施設の安全性を新たに審査する場合

- ① 任命前直近3年間における当該個別施設に係る事案の審査の当事者となる者（以下「個別事業者等」という。）の役員、従業者等の経歴の有無について
- ② 任命前直近3年間における個別事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

（2）個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合

- ① 上記（1）に加え、過去の当該個別事案に係る審査への関与の有無について

4. 自己申告情報の申告対象期間

原則、申告日の前年度の3月31日を起算日として3年前から申告日までを自己申告の対象期間とする。ただし、3.（2）については、申告対象期間にかかわらず申告を行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(別添1)

原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

印

「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- ☐ (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- ☐ (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式1をご記入の上、提出ください。
- 4 任命後、様式1に記載された情報は公開の対象とします。事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。

(様式 1)

申告日：平成 年 月 日

事業者等に関する活動概要等

① 任命前直近 3 年間に於ける許可使用者等の役員、従業者等の経歴の有無について

該当の有無	許可使用者等の名称	現在の状況	許可使用者等での地位
☐ 有 ☐ 無		☐ 現在従事 ☐ 過去（3 年度間）に従事 （ 年 ～ 年）	☐ 役員 ☐ 従業者 ☐ その他（ ）

② 任命前直近 3 年間に於ける同一の許可使用者等からの、個人として、1 年度あたり 50 万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	許可使用者等の名称	提供年度
☐ 有 ☐ 無		平成 年度

③－ 1 任命前直近 3 年間に於ける個人の研究又は所属する研究室等に対する許可使用者等からの寄附の有無について

該当の有無	許可使用者等の名称	提供年度	研究テーマ名	使途	金額
☐ 有 ☐ 無		平成 年度			

※申告者以外の研究室等所属者個人の研究充ての奨学寄付金は対象外です。

③－ 2 任命前直近 3 年間に於ける個人の研究又は所属する研究室等に対する許可使用者等からの委託・請負事業、共同研究の有無について

該当の有無	許可使用者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名	使途	金額
☐ 有 ☐ 無		平成 年度	☐ 委託・請負 ☐ 共同研究			

※国の研究の一部として行われる研究事業は対象外です。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

(別添 2)

原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書
(個別事案に係るもの)

申告日：平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

印

「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- ☐ (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3. (1) 及び 3. (2) のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- ☐ (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3. (1) 及び 3. (2) に該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式 2 に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で (B) に該当しない場合でも、本自己申告日以降に (B) に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式 2 をご記入の上、提出ください。
- 4 申告された情報によっては、会合に参加できない場合があります。
- 5 任命後、様式 2 に記載された情報は公開の対象とします。当該個別事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。

(様式2)

申告日：平成 年 月 日

事業者等に関する活動概要等（個別事案に係るもの）

（1）個別施設の安全性を新たに審査する場合

① 任命前直近3年間における個別事業者等の役員、従業者等の経歴の有無について

該当の有無	個別事業者等の名称	現在の状況	個別事業者等での地位
☐ 有 ☐ 無		☐ 現在従事 ☐ 過去（3年度間）に従事 （ 年 ～ 年）	☐ 役員 ☐ 従業者 ☐ その他（ ）

② 任命前直近3年間における個別事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	個別事業者等の名称	提供年度
☐ 有 ☐ 無		平成 年度

（2）個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合

① 上記（1）に加え、過去の当該個別事案に係る審査への関与の有無について

該当の有無	関与の時期	関与の形態
☐ 有 ☐ 無	年 ～ 年	

（様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。）